

項目		基準値	項目の説明
1	一般細菌	1ml中の集落数100以下	清浄な水には少なく、汚染された水に多い傾向があり、水の汚染度を示す一つの指標となります。
2	大腸菌	検出されないこと	大腸菌は普通、人畜の腸管内に生息しているものであり、水中に存在することはその水が人畜のし尿などで汚染されている可能性を示しています。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/L以下	鉱山廃水、工場排水等の混入が疑われます。イタイイタイ病の原因物質。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/L以下	多くは、工場排水・農薬・下水などによって混入します。有毒であり、水俣病の原因物質。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/L以下	多くは、鉱山廃水・工場排水などから混入します。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/L以下	地質・工場排水・鉱山廃水・鉛管を使用した給水管などから混入します。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/L以下	鉱山廃水・工場排水・ヒ酸石灰やヒ酸鉛などの農薬の混入による場合があります。化合物は毒性が強い。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02mg/L以下	鉱山廃水・工場排水などの混入によって含まれることがあります。六価クロムは毒性が強い。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	窒素肥料・腐敗した動植物・生活排水などに由来し、近年の知見から極めて低い濃度でも、特に乳児に影響があることがわかっています。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01mg/L以下	工場排水の混入により含まれる場合があります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	工場排水・農薬・生活排水・し尿などの混入によって増大します。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8mg/L以下	主に地質由来の成分だが、工場排水の混入によって増大することもあります。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0mg/L以下	火山地帯の地下水・温泉水中に多く含まれるほか、ガラス、製陶工場排水等により、含まれる場合があります。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	毒性や環境負荷が問題となり、近年は工業利用はされておられません。各種溶剤や洗剤に含まれておりました。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	水溶性のため、工場排水等により広範囲にわたる地下水汚染を引き起こす可能性があります。溶剤等に含まれています。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	化学合成の中間体・溶剤・染料抽出材・香料・熱可塑性樹脂の製造に使用されています。

17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	殺虫剤や溶剤として使用されている有機化学物質です。水より比重が大きいため、土壤に排出された場合、長期間残留する可能性があります。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ドライクリーニングの洗浄剤・金属表面の脱脂洗浄等に使用されています。地下水中では数年間にわたり残留することから、地下水汚染原因の一つとされています。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	半導体洗浄・溶剤・殺虫剤等に使用されています。土壤に排出された場合、長期間残留する可能性があります。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	引火性・揮発性のある液体で、多様な製品で幅広く用いられています。水より比重が小さいため、地下水汚染・土壤汚染が広範囲に渡る可能性があります。
21	塩素酸	0.6mg/L以下	浄水処理薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の劣化等により生じ、水道水中に含まれる物質です。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	水道原水に含まれる有機物と、浄水処理薬品が反応して生成される消毒副生産物の一つです。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	工業・研究分野において、幅広く用いられている物質。これらの混入により、水道原水中に含まれる恐れがあります。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	フミン質や類似物質が水道原水中に含まれている場合、浄水過程中に生成される可能性があります。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下	浄水過程で生成されるトリハロメタンの一つです。
26	臭素酸	0.01mg/L以下	浄水処理としてオゾン処理を用いる際に発生する物質。水道原水中に臭素が高濃度で含まれる場合、通常の浄水処理でも臭素酸が生成される可能性があります。
27	総トリハロメタン	0.1mg/以下	水道法では、クロロホルム・ブロモジクロロメタン・ジブロモクロロメタン・ブromoホルムの4種の合計を総トリハロメタンとしています。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	生成過程は、22.クロロ酢酸と類似していますが、農薬としても利用されていることから、農業排水として環境水中に混入する恐れがあります。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で生成されるトリハロメタンの一つです。
30	ブromoホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で生成されるトリハロメタンの一つです。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	水道原水に含まれる有機物と、浄水処理薬品が反応して生成される消毒副生産物の一つです。平成24年には、工場施設からの流出により、首都圏において広範囲の取水・給水制限に至ったことから、リスク管理がより一層求められています。

・生活関連項目（20項目）

32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/L以下	環境水中に微量に含まれている金属です。鉱業・工場排水により水道原水を汚染する可能性があります。亜鉛が多量に含まれる水は、渋みを帯び白濁します。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/L以下	地表に多く存在する金属で、浄水過程で使用される薬品にも使用されています。浄水処理が適切でない場合に水道水中に漏洩する可能性があります。高濃度混入した場合、白水の原因となります。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下	地表に多く存在する金属で、地質起因・工業排水等により環境水中に含まれる場合があります。水道水中には、老朽化した铸铁管からの溶出により混入する場合があります、高濃度になると赤水の原因となります。赤水が発生すると、臭気や苦味を感じます。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下	地質に起因することが多く、また、工業排水等の混入により検出される場合があります。銅イオン濃度が上がると、水が青色に見える場合があります。また、浴槽等で石鹸・油脂と反応した際にできる青色の残渣は、銅石鹸と呼ばれています。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/L以下	環境水中に広く存在しており、工場排水・浄水処理薬品のpH調整に由来することがあります。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/L以下	土壌に広く分布している金属です。水道原水中のマンガン濃度が高い場合、適切な浄水処理を行わないと黒水の原因となります。
38	塩化物イオン	200mg/L以下	水中にイオンとして存在する塩素のことであり、生活・工業排水の混入により過激な濃度増加を示すことから、塩化物イオンは水質汚濁の指標の一つとなっています。
39	カルシウム,マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	ミネラルウォーター等の購入の際に選ぶ基準となる、硬度の指標です。硬度が高い水を経口摂取すると、胃腸を害する可能性があります。
40	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発させた際に残る物質です。主に、カルシウム・マグネシウム・シリカ・ナトリウム・カリウム等の塩類及び有機物です。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	合成洗剤の成分であり、生活・工業排水等の混入が疑われるため、水質汚濁の重要な指標となっております。
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭の原因となる物質です。藍藻類の一部によって生成されます。ごく微量でも水に異臭を与えるため、水質基準として定められています。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	カビ臭の原因となる物質です。藍藻類の一部によって生成されます。ごく微量でも水に異臭を与えるため、水質基準として定められています。

44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	合成洗剤の成分であり、生活・工業排水等の混入が疑われるため、水質汚濁の重要な指標となっております。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下	幅広い工業利用がなされており、工業排水等から環境水中に混入します。また、アスファルト舗装道路に流れ出た雨水からも検出されます。浄水処理過程でクロロフェノール類が生成されると、著しい異臭味を与えるため、水質基準として定められています。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	水中含まれる有機物の指標として、原水汚濁の状況や浄水処理過程における水の処理性評価に用いられます。
47	pH値	5.8以上8.6以下	pH 7 が中性。水の基本的な指標の一つであり、浄水処理効果や管路の腐食等に関係する指標です。
48	味	異常でないこと	水の味は個人によって感じ方が異なります。生物や細菌類の繁殖、生活・工場排水等の混入により異味を感じることがあります。異常な味は飲用には適しません。
49	臭気	異常でないこと	水道における異臭は、42.ジェオスミン、43.メチルイソボルネオールに起因するカビ臭、45.フェノール類に起因する異臭が主なものです。異常な臭気は不快感を与えるため、飲用には適しません。
50	色度	5度以下	水中の黄褐色の程度を指します。水道原水のフミン質が浄水過程で除去しきれない場合や、水道管からの鉄の溶出によって水道水が黄褐色に着色することがあります。
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を指します。水道原水の濁度は浄水処理に大きな影響を与えるために管理上の指標となるほか、浄水中の濁りは浄水施設・配水施設の異常を示す指標となります。